

【CSR取組み項目チェックリスト】

会社名(グループ申請の場合、すべての企業名を記載):	会社住所(グループ申請の場合、窓口企業のみ記載):	地区協:	[CSRセンターからのコメント]
担当者(グループ申請の場合、窓口企業の担当者を記載):	担当者アドレス(グループ申請の場合、窓口企業の担当アドレス):	社員数(グ	

【SDGsの表記について】
 *「有効性評価項目」に取り組んでいれば、貢献していると考えられるゴールとターゲット表記しましたが、取り組み内容によっては、表記以外のターゲットも該当したり、表記しているターゲットが該当しない場合もあります。自社の取り組みがどのターゲットにどのよう貢献するか、必ず自分たちで確認してください。
 *独自の解釈をしている企業もあります。他社の取り組みの表記やコンサルタントの説明をうのみにせず、その解釈がどうか、必ず自社で確認してください。
 *確認の際は、指標も参考にしてください。
 *「コメント」もお読みください。

<確認のために参考になるサイト・資料>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000592264.pdf (ゴールとターゲット、指標の一覧です。資料は少し古いですが、参考にはなりません。)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html> (ゴールのアイコンをクリックすると、ターゲットと指標が出てきます。指標右の「V」マークをクリックすると、指標の定義や考え方、その指標が設定された背景などの説明が出てきます。)

【申請企業記入欄記入時の注意事項】
 *申請企業は、水色のセルにのみご記入ください。
 *濃い黄色の項目は、ワンスター(1a)更新およびツースター(2a)、スリースター(3a)の企業のみご記入ください。ワンスター新規企業は記入する必要はありません。
 *薄い黄色の「有効性評価項目」は、2021年度改訂で新設・変更された項目です。番号のみ薄い黄色の「有効性評価項目」は、2020年度の改訂で新設された項目です。
 *【その他注目すべき取組み】で申請する場合、「有効性評価項目」の欄に取組名を記してください。欄を増やす場合、【その他……】の最初の欄(1.8.1や2.12.1など)を行ごとコピーし、「コピーしたセルの挿入」で増やしてください。
 *「O」を入力する際は、漢数字の「〇」ではなく、必ず記号の「O」で入力してください。
 *記入時には、グレーの領域の「注意事項」もご覧ください。

【審査員による「判定」欄の着色に関する凡例】
 黄色=非申請事項を評価した場合
 黄緑=お手本になる、注目すべき取組み
 赤=不可とした事項
 ピンク=問合わせ事項、疑問点、注意点

CSR項目	有効性評価項目	該当の可能性があるSDGs		コメント	申請企業記入欄				取組みポイント数	ポイントが自動集計されます	注意事項	1スターの認定条件			審査機関使用欄	
		対応する可能性があるSDGsのゴール	対応する可能性のあるSDGsのターゲット		<1a更新、2a・3aのみ>前回認められた項目にO	<全申請企業>今回申請した項目にO	<1a更新、2a・3aのみ>前回認められた項目にO	<全申請企業>今回申請した項目にO				必須条件	条件	合格ライン	判定	ポイントが自動集計されます
1 コンプライアンス (必要ポイント数 3)	(1.1) 法令遵守【宣誓書】		特に意識している法令について、その法令がかわるゴールは何かを考えるとよいです。	特に意識している法令について、その法令がかわるゴールは何かを考えるとよいです。	法令を遵守しているが、法令に関わるターゲットすべてに貢献していることになり、経営戦略(CSR)のためには、戦略的意図を持って取り組んでいる必要があります。したがって、自社の経営課題とのかかわりで、意図的にある法令を重視している場合、それによって貢献するターゲットを特定するという手続きが望ましいです。					1			必須	3P以上	0	
	(1.2) 納税している(税金の未納がない)。									1						
	(1.3) 過去3年以内に法規制などにより行政処分を受けた実績がない。【宣誓書】									1						
	(1.4) 2次利用を含め自社の知的財産権などの権利を守る取組みをしている。									1						
	(1.5) 2次利用を含め他事業体の知的財産権などの権利を侵害しない取組みをしている。									1						
	(1.6) 法務に関する意図がある。	法令順守の意図と解すと、(1.1)~(1.3)と同じこととなります。	法令順守の意図と解すと、(1.1)~(1.3)と同じこととなります。	(1.1)~(1.3)と同様です。						1	0					
	(1.7) セクハラ・パワハラなどハラスメントを生まない環境づくりに取り組んでいる。		5.1, 5.5, 8.5, 8.8, 10.2, 10.3	取組の内容によって、該当しないターゲットがある場合があります。						1		法定(改正均等法=セクハラ相談体制等、パワハラ防止法=大企業20年、中小22年)以上の取組みが必要				
	(1.8) 反社会的勢力と連携や協力をしていない。【宣誓書】	特に意識している反社会的勢力(暴力団など)があれば、その反社会的勢力にかかわる取組みが貢献するゴールは何かを考えるとよいです。	特に意識している反社会的勢力(暴力団など)があれば、その反社会的勢力にかかわる取組みが貢献するターゲットは何かを考えるとよいです。	様々な反社会的勢力がいるため、たくさんのターゲットがかかわりますが、特に念頭に置いている反社会的勢力があったり、意識的な取組みをしている場合、それにかかわるターゲットを特定するとよいです。						1						
	(1.9) 【その他注目すべき取組み】	1.9.1 1.9.2								1		1. 全印工連特別ライセンスプログラムは現段階では対象としない。 2. 障害者を法定雇用率に従って雇用している。なお、雇用義務がないのに障害者を雇用していたり、法定雇用率を大きく超える場合は、5雇用・労働安全で評価。				
2 環境 (必要ポイント数 4)	(2.1) GP認定を取得している。		3.9, 6.3, 7.3, 8.4, 8.8, 11.6, 12.2, 12.4, 12.5, 12.6, 13.3, 14.3, 15.1, 15.2, 15.5, 17.17	ここでの表記は、日印産連の解釈に従いました。自社の取り組みによって該当しない場合もありますのでお気を付け下さい。						4			任意	4P以上	0	
	(2.2) GP認定以外の印刷業向けの認証や認定を取得している。		4.3, 4.5, 5.1, 6.6, 8.1, 8.5, 8.8, 9.2, 12.2, 15.1, 15.2, 15.5, 17.16, 17.17	ここでの表記は、FSCの場合(FSCの原則と基準を参照)。認証基準や認定された取組み内容によって貢献するターゲットが異なります。						1		FSCなど(GPと基準が異なる)				
	(2.3) 環境推進工場登録を取得している。		3.9, 8.4, 8.8, 11.6, 12.2, 12.4, 12.5, 13.3, 14.3, 17.17	必須項目の場合のみです。それ以外は取組み内容によって異なります。13.3については、当登録制度が気候変動緩和に資する制度として、13.3.2のベースとなると解しています。						2		環境推進工場=啓発ポスター、空調の温度指定が必須などGPと異なる(ISOとも異なる)。				
	(2.4) ISO14001を取得している。		17.17 6.3, 7.2, 9.4, 12.4, 12.5	17.17以外は、印刷業で認証をとっている場合、最低限取り組んでいると思われる内容を挙げました。MSIに乗せる取組み内容により、3.9, 6.6, 6.b, 11.6, 12.2, 12.8, 14.1, 14.3, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5なども対応する可能性があります。						2						
	(2.5) ISO14001以外の環境関連の認証や認定(エコアクション21等)を取得している。		17.17 6.3, 7.2, 9.4, 12.4, 12.5							1		エコアクション21要求事項=MS, CO2-廃棄物・排水量・資源/化学物質使用量、報告書				
	(2.6) GPを取得しているか否かにかかわらず、環境配慮製品の製造または販売を推進している。		12.2, 12.4, 12.5	取組み内容により、6.3, 6.6, 11.6, 14.1, 14.3, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5など、他にも対応するターゲットはあります。						1		GPの要求事項であるが、「GP取得」でも申請OK				
	(2.7) 環境関連の表彰を受けたことがある。		17.17	具体的な取組み内容により、3.9, 6.3, 6.6, 6.b, 11.6, 12.2, 12.4, 12.5, 12.8, 14.1, 14.3, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5など、対応するターゲットはあります。						1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。				
	(2.8) 環境報告書を出している。		12.6							1						
	(2.9) 地域の環境活動に参加している。		6.b, 17.17	6.bは、取組み内容によって該当しない場合もあります。また、取組み内容により、他にも対応するターゲットはあります。						1	0					
	(2.10) OFP、カーボンオフセットなどに取り組んでいる。		12.4, 14.3, 17.17	国内向けの取組みの場合(国内の団体と連携し、J-クレジットを購入している場合)。						1						
	(2.11) プラスチックごみの削減に取り組んでいる		12.4, 12.5, 14.1							1		分別やリサイクルでは不十分。減らす工夫をしていることが必要。				
	(2.12) 電気自動車など環境対応車両の導入に取り組んでいる。		3.9, 7.2, 11.6, 12.2, 12.4, 14.3							1						
	(2.13) 再生可能エネルギーを使用している		7.2, 9.4, 12.2, 12.4, 14.3	太陽光、風・水力、自然界の熱、バイオマスなどによる電気、熱、燃料製品の利用(再エネ法参照)						1		契約書、自然エネルギー由来の電力などであることを説明する資料(森林を伐採して設置された太陽光発電施設では木炭薪の面がある) 1. ISO14001「4.2環境方針」で「一般手可能」が求められているが、ISO認定取得でもOK、GP「事業者の取組み」でも「方針や取組みの公開」が求められているがGP取得でもOK。 2. ゴミ分別処理は環境CSRの一環であるが、全印工連としては「分別は当然」と捉え、地域自治体の制度を超える取組みをしている場合のみポイントを設定する。 3. エコ用紙使用のデータがあるなど管理している姿勢はO。エビデンスの余白に管理している旨を記載する。 4. 測定義務がないのに職場測定をしている場合、労安で評価するが、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に法っている場合(排出口で測定など)、環境で評価可。 5. 職場の節電(昼休みの消灯など)、紙の使用、クー				
	(2.14) 【その他注目すべき取組み】	2.14.1									1					
2.14.2										1						
2.14.3										1						

			2.14.4							1		ル/ウォームビス推進(両方で2ポイントとはならない)、啓発掲示なども可。								
3	情報セキュリティ (必要ポイント数 4)	(3.1)	Pマーク、ISMS、JPPS、PISMのいずれかの認証を取得している。		4.3、4.4、8.8、17.17	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。				4	0	これらのうち2つ以上取得しており、3.2の申請がない場合に限り、プラス1ポイントで評価する。その場合、3.2に、3.1の取組みを1つ記載すること。	任意	P	以上	0				
		(3.2)	(3.1)以外の情報セキュリティ関連の認証を取得している。		4.3、4.4、8.8、17.17	8.8は、社員の情報が含まれる場合、認証基準に情報セキュリティに関する従業員教育が含まれていたり、含まれていないが実施している場合、4.3、4.4も入ります。				1										
		(3.3)	個人情報保護に関する認証を取っているか否かにかかわらず、顧客(個人)情報管理が厳重に行われている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.4)	3.1および3.2の認証を取得しているか否かにかかわらず、厳重な文書管理をしている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.5)	コンピュータネットワークの管理をしっかりと行っている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.6)	データをクラウドサービスなどを利用し社外にバックアップしている。		11.5、17.17														1	
		(3.7)	情報セキュリティに関する窓口がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.8)	守秘義務規程、機密保持規程がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.9)	テレワークに関する情報セキュリティのルールがある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.10)	個人情報保護に関する認証を取得しているか否かにかかわらず、個人情報保護規程がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。													1	
		(3.11)	顧客情報の流出や個人・法人への誹謗中傷等を防止するSNS対策に取り組んでいる。		8.8	同僚への誹謗中傷を防止も含むと考えた場合。													1	
		(3.12)	【その他注目すべき取組み】																1	
4	品質 (必要ポイント数 3)	(4.1)	関連の認証や認定を取得している(ISO9001、Japan Color認証、Kaleido認証など)。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。取組みによって、8.1、8.2、8.3などが当てはまる可能性があります。				3	0	ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、(4.8)【その他注目すべき取組み】で申請すること。 同じ商品で障害者・外国人とのダブルOK 子どもの安全性も含む。 同じ商品で高齢者・外国人とのダブルOK 同じ商品で障害者・高齢者とのダブルOK -ISO9001とのダブルOK(システムと有効性の違い) -ボトムアップのQCサークル活動を積極展開して前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。 1. MUD教育研修を会社負担で受けている場合はOK 2. ULインキは客など社外の人のためなら品質、社員のためなら労安。 3. 品質のため社員に外部の検定や研修を受けさせている場合は、こちらで評価(会社負担の必要あり) 4. ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、(4.8)【その他注目すべき取組み】で申請すること。 5. クラウドサービスなどを使ったデータの社外バックアップを、BCPの一環で行っている場合、こちらで申請可能。セキュリティを重んじている場合、3.6で申請。いずれれしか認められない。	任意	3	P	以上	0			
		(4.2)	高齢者対応の製品・サービスを行っている。																	1
		(4.3)	健康や安全に配慮した製品・サービスを行っている。		3.9、12.4	取組み内容により、当てはまらない場合があります。														1
		(4.4)	障害者対応の製品・サービスを行っている。																	1
		(4.5)	外国人に配慮した製品・サービスを行っている。																	1
		(4.6)	QC、TQC活動を行っている。		8.2	取組み内容により、当てはまらない場合があります。														1
		(4.7)	品質関連表彰を受けたことがある。		17.17	取組み内容により、8.2、8.4、12.4なども当てはまる可能性があります。														1
		(4.8)	【その他注目すべき取組み】																	1
		(5.1)	定期健康診断を実施している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8、17.17	8.5は、健康の維持が就業継続につながると解しています。				1	全CSR項目で必要ポイント	必須								
		(5.2)	育児・介護休業法が求める「介護支援制度」を就業規則等に定めている。		5.4、8.5、8.8、10.2	8.5は、制度が就業継続につながると解しています。													1	
		(5.3)	育児・介護休業法が求める「出産育児支援制度」を就業規則等に定めている。		5.4、8.5、8.8、10.2	8.5は、制度が就業継続につながると解しています。													1	
		(5.4)	関連の認証や認定を取得している。		17.17														1	
		(5.5)	雇用や労働安全に関する表彰を受けたことがある。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。													1	
		(5.6)	20年存立			過去の雇用によって8.6などが当てはまりますが、現在から未来を意味する項目ではないので、該当無しとします。													1	
		(5.7)	人事評価制度を文書化している。		4.3、8.8	4.3は、人事評価をしっかりと教育訓練のための基礎資料に使っている場合。													1	
		(5.8)	法定を超える介護支援制度がある。		5.4、8.8、10.2														1	
		(5.9)	法定を超える出産育児支援制度がある。		5.4、8.8、10.2														1	
		(5.10)	65歳以上の高齢者を従業員の15%以上雇用している。もしくは、12%以上15%未満の場合、何らかの優遇措置を取っている。		8.5、10.2														1	
		(5.11)	雇用義務がないにもかかわらず、もしくは、義務があっても法定雇用率を超えて、障害者を雇用している。		8.5、10.2														1	

